

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年7月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：アフリカ地域（広域）食料システムを通じた健康的な食事推進に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：アフリカ地域（広域）食料システムを通じた健康的な食事推進に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00522

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 7 月 29 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域（広域）食料システムを通じた健康的な食事推進に関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年9月から2028年12月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13か月以降）：契約金額の17%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25か月以降）：契約金額の6%を限度とする。

(7) 部分払の設定

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。²具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度末（2027年2月頃）

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2) 2027 年度末 (2028 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 8 月 4 日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 8 月 5 日 12 時まで
3	質問への回答	2026 年 8 月 17 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 8 月 21 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 9 月 3 日 11 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/492fHNq9Jb>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争

参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から

電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「26a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4) 明らかに連合によると認められる入札

- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2.(3) 日程参照

(2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙2「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙1の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

栄養は人間の安全保障の実現に不可欠である。特に胎児期から幼少期における栄養状態は、生涯にわたる健康や認知機能の発達、及び人的資本形成に大きな影響を及ぼす。慢性栄養不良である発達阻害（stunting）の子どもは、世界で約1.5億人（2024年）と、2000年の約2億人から減少してきているが、アフリカでは発達阻害の子どもは増加しており、約6500万人で世界の43%を占めている。また、アフリカでは気候変動や紛争、パンデミック等の影響による食料生産・サプライチェーンの不安定化や食料価格上昇も頻発しており、健康的な食事の実現に対する脅威となっている。

JICAは、アフリカにおいて飢餓と栄養不良を克服するための国際的な取組を加速するため、アフリカ連合開発庁-アフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁（AUDA-NEPAD）と共同で「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」を2016年に立ち上げた。IFNAには、FAO、WFP、UNICEF等の10機関が参加する運営委員会が設置され、アフリカの栄養改善に取り組む開発パートナーによる情報共有・連携等が促進された。JICAは、IFNAに貢献するため、政策面では10ヶ国の「IFNA 国別行動戦略（ICSA）」策定支援を行い、対象国の栄養分野の重点課題、重点対象地域、重点地域における改善に向けた方針、介入内容等が取りまとめられた。また、技術協力事業を通じた人材育成に加えて、アフリカの地域経済共同体（RECs）と協力した地域研修等を展開してきた。

これらの取り組みを推進するうえで、JICAは次の2つのアプローチを重視してきた。栄養不良の諸要因に関連する多様な分野が連携して栄養改善に取り組む「マルチセクトラルな連携（Multisectoral collaboration: MSC）」と、栄養素に着目した「栄養素ギャップに基づく食料アクセス改善アプローチ（NFA

アプローチ)」であり、JICA は AUDA-NEPAD と共同で NFA アプローチの現場での実践を推進するために NFA アプリを開発した。

IFNA は 2026 年から 5 年間のフォローアップ期間に入っており、JICA は IFNA10 年の取り組みにおいて蓄積した人材・知見・ツール等を活用して、引き続きアフリカ地域における栄養改善に取り組むこととしている。

第 2 条 調査の目的と範囲

本調査は、IFNA フォローアップ期間における取り組み推進に向けて、①食料システムを通じた健康的な食事推進導入パッケージ（仮称）の作成、②NFA アプリの改良及び同アプリ運用に関する提案、③NFA アプリの有効性に関する調査支援を行う。

第 3 条 調査実施の留意事項

（1）食料システムを通じた健康的な食事推進導入パッケージ（仮称）

開発途上国では従来、主食の充足のみに焦点を当てた伝統的な食料安全保障政策を採る国も多かったが、近年、栄養の視点を組み込んだ食料安全保障政策を取る国も出てきている。栄養の視点を組み込んだ食料安全保障政策に沿った介入は、国として一律ではなく、地域（都市部、地方部、自然環境等の違い）、社会階層に合わせて柔軟に対応可能な介入により実施することが望ましい。しかし、開発途上国では現場レベルでの介入体制が脆弱で、必要なサービスを包括的・持続的に提供できていない。

NFA アプローチは、食事評価を通じて特定した栄養素ギャップを補う食料を提案し、その食料の栽培やアクセス改善によって、「健康的な食事（Healthy Diet）」の実現を推進するアプローチである。NFA アプリは、NFA アプローチの実践を支援するツールであり、地域や社会階層に応じた栄養課題、推奨される作物等を正確かつ視覚的に把握でき、現場レベルでの介入促進に有効である。また、現場レベルでの介入体制が脆弱な国では、生活改善の手法を取り入れ栄養等のコミュニティの課題に住民が主体的に取り組み、コミュニティ単位での行動変容を目指すことが効果的である。日本の経験を活かした生活改善の手法と NFA アプローチ（NFA アプリ）を組み合わせることで、地域の栄養課題に即した介入を、住民主体で実施していくという事例を作り出すことを目指し、食料システムを通じた健康的な食事推進導入パッケージ（仮称）を策定す

る。このパッケージを導入することにより、政策に沿いつつ地域の栄養課題に即した効果的かつ柔軟な介入手法を根付かせることを目指す。

本パッケージは、①研修（研修講師向け研修（TOT）及び現場スタッフ向け研修）、②現場スタッフ向け研修を終えた後の現場スタッフ実践モニタリング時（研修後、半年以降にモニタリングする際の使用を想定）に使用するモニタリングガイドブック、③手順書から成る。対象は、アフリカ地域で農業普及員、栄養指導を担当する保健人材を中心とした栄養改善に関わるスタッフを想定する。研修は体系的に構成しつつ、各国のニーズ・状況に応じて研修項目を取捨選択できるよう、各研修項目は独立して使用できる仕様とする。また、イラスト等を効果的に使用して、分かりやすい教材を作成する。一方で、特定地域・国をイメージするものに偏らないよう留意する。

モニタリングガイドブックは、現場スタッフ向け研修実施後6か月以降に、外部専門家（JICA 専門家等）や相手国政府のシニアスタッフ（総称して「専門家」という。）が現場スタッフの実践状況をモニタリング・コンサルテーション（または指導）する際の手順やチェックリスト、指導事例を含むものとする。

手順書は、導入パッケージを実施する際の手順を記載するもの。実施国政府の関連政策・体制、既存の研修・プログラムを確認して導入パッケージの適用方法及び研修構成等の決定、TOT から現場スタッフ向け研修の実施に向けた準備や、現場モニタリングの準備・実施までの流れ等を手順書として取りまとめる。

（2）NFA アプリの改良、運用体制・普及促進策の提案

NFA アプリは、AUDA-NEPAD と共同で開発され、将来的に同庁が運用していくことで合意しており、JICA は AUDA-NEPAD と協力して NFA アプリの普及促進を目指している。NFA アプリの運用体制、普及促進策の提案にあたっては、AUDA-NEPAD のオーナーシップを尊重・涵養する。また、AUDA-NEPAD による持続的な運用がなされなければ、NFA アプリの普及は不可能であることに留意して、運用体制・普及促進策の提案を行う。

（3）NFA アプリの有効性に関する調査支援

本業務では、JICA と外部研究者との共同研究による NFA アプリの有効性に関する調査を支援する。調査設計、倫理審査、データ収集手法、収集データ等については、外部研究者と JICA が対応する。本業務では、調査目的や内容を把握し、必要に応じてデータ収集手法や収集データ等に関してインプットを行

う。必要に応じて、調査の進捗や課題等を把握するため外部研究者との打合せ等に参加する。

(4) 広報用素材の提供

研修資料や NFA アプリ普及のための広報では、写真等の視覚的なコンテンツの活用が効果的である。写真をはじめとする広報用素材を収集し、広報・教材等に円滑に使用できるよう、本業務を通じて被写体・作成者に掲載の許可を得た、広報等に適した写真・広報素材等を撮影・作成・収集し活用することが期待される。

第4条 調査の内容

(1) 食料システムを通じた健康的な食事推進導入パッケージ（仮称）作成

①研修⁴

本パッケージでは栄養価の高い食品へのアクセス改善を通じた栄養改善の取り組みを促すことを目指す。このため研修内容についても Infant and Young Child Feeding (IYCF) の介入要素を改変するものではなく補完するものという位置づけで設計する。研修内容には、基礎知識（食料システムと栄養、食料システム・農業政策における栄養視点の組み込み、NFA、MSC、生活改善及び生活改善ツール等）、NFA アプリ操作実習、NFA アプリを用いた栄養視点を取り入れた営農指導事例及び栄養指導事例、NFA アプリの栄養改善への活用に関するディスカッションにおけるファシリテーション等を含むことを想定。IYCF をはじめとする母子栄養等の保健分野における栄養介入については、UNICEF をはじめ国際機関や組織が既に研修教材を整備し普及を進めていることから、本導入パッケージにおいては重複がないよう配慮する。NFA アプリについてはマスターデータの設定や市場調査を含む事前準備、クロップカレンダーの作成・登録、食事調査の実施、調査結果の分析及び結果に基づく栄養改善のための営農指導等の指導にかかる実習を取り入れる。生活改善については、コミュニティ主体の行動変容促進や、栄養改善に活用可能な参加型手法・ツールの紹介を含める。

1) 既存の研修内容・資料のレビュー

栄養改善に関連する JICA 課題別研修、IFNA 地域研修、他の開発パートナーによる研修等の資料をレビューし、研修の構成、内容を検討する。

⁴ 導入パッケージの研修を受講した現場スタッフが、現場での取組を効果的かつ活発に行う（現場スタッフの行動変容を起こす）ための導入パッケージの工夫を提案すること。

NFA アプリを使用した過去のパイロット事業、既存資料（紹介動画、チュートリアル動画等）、他の開発パートナーのアプリ等を活用した取組等の内容をレビューする。

2) 研修の内容検討・作成

導入パッケージの研修部分はカスケード方式で展開する前提で、TOT と現場向け研修の資料を作成する。TOT は外部専門家（JICA 専門家等）や相手国政府のシニアスタッフ（総称して「専門家」という。）等が行い、現場スタッフ向け研修は先方政府負担・責任で実施することを想定して作成する。

研修期間は、TOT は5日程度（うち1.5日は、NFA アプリの実習：市場調査、世帯調査の実習、コンサルテーションに関する研修）、現場スタッフ向けは3日程度を想定。

研修に関しては、カリキュラム・教材（スライドセット、読み原稿、必要に応じて解説書を含む）を英語で作成し、完成後に翻訳し仏語版、葡語版を作成する。完成後は、読み原稿を含めて AUDA-NEPAD のウェブサイト等にアップロードし、誰でもアクセス・使用できるようにする想定。

研修教材は、写真やイラストを使用して分かりやすいものとするよう工夫すること。アフリカ全体を対象とするものであることに留意し、写真やイラストの選定では、特定地域や国をイメージするものに偏らないよう留意する。

研修（案）を作成し、試行結果を踏まえて、最終化する。

②モニタリングガイドブック

モニタリングガイドブックは、現場スタッフ向け研修実施後6か月以降に、外部専門家（JICA 専門家等）や相手国政府のシニアスタッフ（総称して「専門家」という。）が現場スタッフの実践状況をモニタリング・コンサルテーション（または指導）する際の指針及びチェックリストから成る。構成としては、モニタリングの目的と原則、訪問時の手順、実践内容の確認と実施の質を担保するためのチェックリストとチェックリストの使い方（チェックリストを使った指導事例）、指導事例、ケーススタディ（良い例・悪い例）等を含む。NFA アプリを使用した業務、生活改善ツール等の活用等について、現場訪問時にチェックリストを用いて確認し、現場スタッフへの指導やコンサルテーション（相談対応、指導）を行う想定。

他開発パートナーのモニタリング活動の事例を収集し、成功例や課題等の分析を行い、モニタリングガイドブックへの反映を検討する。

IFNA パイロット事業を含む JICA 事業をレビューして、事業のプロセスや、現場実践において課題となる事項、成果・教訓等を理解したうえで、モニタリングガイドブックへの反映を検討する。

モニタリングガイドブック（案）を作成し、試行結果を踏まえて、最終化する。

③手順書の内容検討・作成

栄養改善のための介入は農業生産、流通、食習慣、衛生等多岐にわたるため、導入パッケージで全てカバーすることは難しく、基本的には相手国政府または他開発パートナー等による既存のプログラムとの連携を想定する。そのため、ある国・地域で導入パッケージ実施を準備する際には、関連政策や既存のプログラム、研修を確認したうえで、それらとどう組み合わせるか、導入パッケージのうち何を選択していくか等の検討が必要である。それに加えて、TOT から現場スタッフ向け研修の実施に向けた準備や、現場モニタリングの準備・実施までの流れ等、導入パッケージを適切・円滑に実施するための手順を取りまとめる。

手順書（案）を作成し、試行結果を踏まえて、最終化する。

④導入パッケージ（案）試行⁵

作成した導入パッケージ（案）については、アフリカ地域の1か国において試行を実施し、その結果を踏まえて改善を図る。試行に先立ち、日本国内において JICA 本部関係者等を対象としたデモ研修を実施し、導入パッケージの内容及び実施方法を検証する。デモ研修で得られた意見を反映した上で、アフリカ1か国における試行を実施する。

試行実施国及び同国内の展開地域の選定にあたっては、治安に大きな問題がない国・地域（現場スタッフ向け研修の実施地域）で、農業分野において栄養介入を重視していることに加え、保健を含む他のセクターとマルチセクトラルな協力体制が築きやすい国を提案し、発注者の承認を得たうえで確定する。

導入パッケージの試行にあたっては、実施国政府の関連政策や体制、既存の研修制度・内容、及び栄養・農業分野における既存プログラムの状況について情報収集するとともに、現地傭人等による関係省庁、開発パートナー等の聞き取りも含め情報収集を行う。収集した情報を分析し、各国のニーズや実施体制に

⁵ 導入パッケージ試行実施国及び（同国内の展開）地域を提案すること。治安が安定していることに加え、現場スタッフ向け研修は対象国政府スタッフが講師となり実施する想定であり、農業分野において栄養介入を重視していることに加え、保健を含む他のセクターとマルチセクトラルな協力体制が築きやすい国が望ましい。

応じて導入パッケージ（案）の適用方法及び研修の構成を検討する。こういったプロセスは、手順書にも記載予定であることから、このプロセス実施を通じて必要に応じて手順書（案）も改良する。

本業務では T0T 研修を実施し、現場スタッフ向け研修は育成されたトレーナーが実施する。本業務ではトレーナーによる現場スタッフ向け研修の企画・実施を支援するとともに、その実施状況を確認し、必要に応じて技術的助言やフォローアップを行う。トレーナーが自立して適切に研修企画・実施を行うことができるかを確認し、必要に応じて T0T 研修、手順書（案）の改良を行う。

T0T 研修及び現場スタッフ向け研修は、研修前と後に研修目的を達成できたかどうか理解度・習熟度のテストを行い、教材や読み原稿の改良を行う。

モニタリングガイドブック試行時（現場スタッフ向け研修実施後 6 か月～1 年後）に T0T 研修及び現場スタッフ向け研修の受講者を対象として基礎知識、NFA アプリ・生活改善ツール等の活用能力に関するテストを行い、定着度を確認し、研修内容・教材の改良を行う。

モニタリングガイドブック試行では、モニタリングガイドブックを使用して実際に現場スタッフの活動モニタリング及びコンサルテーションを行い、チェックリストの使い勝手やチェックリストの目的を果たしているか、指導事例は十分か等を確認し、改良を行う。また、現場スタッフのコンサルテーション（相談対応）については、試行を通じて確認された、記載しておくべき事項や現場実践において課題となる事項等を反映し、モニタリングガイドブック（案）を最終化する。

（２）NFA アプリの改良、運用体制提案

NFA アプリは、AUDA-NEPAD と共同で開発され、将来的に同庁が運用していくことで合意しており、アプリケーション及び利用を通じて蓄積される各種データは AUDA-NEPAD が管理するサーバー上で運用・管理されている。NFA アプリの開発は完了したが、今後広く展開・普及していくために、NFA アプリの改良、利用ルールや運用者の役割の明確化、AUDA-NEPAD による運用体制の整備等が必要とされている。

①NFA アプリの改良

これまで実施した NFA アプリに関連する事業（パイロット事業を含む）、及び別途実施予定のユーザビリティ調査等を踏まえて、アプリを改良する。改良事項は、発注者と相談のうえ決定する。

上記以外に、NFA アプリの機能や操作性を高める改良に関する提案を歓迎する。提案する場合は、改良に係る費用・期間に関する情報も含めて提案することとし、発注者と相談のうえ対応を検討する。

NFA アプリ改良は国内再委託にて行う想定。アプリ改良は、当該アプリのプログラムに熟知している企業が行うことが効率的であり、改良を加える場合の誤作動防止等の観点から、再委託先は NFA アプリ開発を行った企業とする（発注者から紹介）。

②NFA アプリ運用に関する情報収集・提案・試行

1) NFA アプリの利用規約等策定のための情報収集・提案

今後、利用者が広がることを想定し、NFA アプリ利用規約等の普及に際して備えるべきルールを提案する。

AUDA-NEPAD のアプリ運用、データ保存・利用等に関するルール等について確認する。

他のアプリや類似のサービス等の利用規約を確認する。

NFA アプリの利用規約（その他に普及に際して備えるべきルールがあれば提案すること）を提案する。提案の際には、メリット・デメリット、リスク、コスト等の観点からの検討も提案に含める。

2) NFA アプリの運用者の業務と運用体制に関する情報収集・提案・試行

AUDA-NEPAD のアプリ運用に係る能力（人・施設・予算等）、実績等を確認する。

「アフリカ地域 IFNA における ICSA 展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査」において提案された、運用に関する業務をレビューする。

他のアプリの運用業務について情報収集を行う。

NFA アプリが広い地域で多くの人に使用される想定で、普及にあたり運用面で課題となり得る事項を検討する。

上記を踏まえて、現実的かつ持続的な運用体制を提案する。その運用体制の試行を行う。試行は再委託を可とする。

③NFA アプリの展開・普及促進策に関する情報収集・提案⁶

⁶ NFA アプリの運用はAUDA-NEPADが担うことを踏まえて、現実的な普及促進策を提案すること。類似のアプリがある中でNFAアプリが普及するためには、利用者ニーズに即したユーザビリティやサポート体制、機能等を備えることや、その有用性を潜在的利用者に理解してもらうことなどが有効と考えられる。

JICA は、食料システムを通じた栄養改善の実践促進のためのツールとして AUDA-NEPAD と協力して NFA アプリの普及促進を目指していることから、普及促進策を提案する。

他のアプリについて、普及のプロセス、普及成功の要因、普及失敗の要因等について情報収集・分析を行う。

NFA アプリは AUDA-NEPAD が運用していくが、アフリカ以外の地域の人々が利用することに関する、AUDA-NEPAD の組織的課題（組織の目標やルール等）、体制上の課題等について情報収集・検討を行う。

普及促進策としては、ユーザビリティの向上やサポート体制、機能面に加え、オープンソース化、オープンデータ化が考えられる。オープンソース化、オープンデータ化に関する情報収集を行い、技術面、コスト面、リスク面等多面的に検討を行う。また、AI 活用等の可能性を含め、普及促進策を検討する。

上記を踏まえ、NFA アプリの運用は AUDA-NEPAD が担う想定であることから AUDA-NEPAD の体制・予算・マンドート等も考慮の上、普及促進策を提案する。

（３）NFA アプリの有効性に関する調査支援

JICA は外部研究者との共同研究により NFA アプリの利用が農業生産、食行動等に与える影響を検証し、その研究結果を学術論文として発表し NFA アプリの認知度と評価を高めることを目指している。本業務では、当該調査の支援を行う。

当該調査の詳細は現在、外部研究者と相談しているところであり、対象国・地域は現時点で決定していない。倫理審査にかかる期間を踏まえ、調査開始は 2027 年 3 月頃、調査期間は 1.5 年程度を検討しているが、変更となる可能性がある。調査地域は、交通アクセスがよく、農業ポテンシャルを有しているにもかかわらず、発育阻害や低体重、微量栄養素欠乏等の栄養課題を抱える地域で、介入群と対照群（合計 2-3 か所）を設定することを検討している⁷。

本業務では、調査受け入れに関する先方政府との調整、対象地域及び調査サイトの選定支援、必要に応じて対象国における倫理審査手続きに関する情報収集及び審査申請支援、予備調査の実施、介入実施（NFA アプリに関する研修を想定）、データ取得支援を行う（外部研究者が同行する可能性あり）。調査項目・手法、手順等の策定は外部研究者及び JICA が行うが、本業務では必要に応じてデータ収集手法や収集データ、手順等に関してインプットを行う。

⁷ 調査対象として適している国・地域を提案すること。ただし、調査対象国は外部研究者の意向を踏まえて決定することから、実際の調査対象国は、提案された国とならない可能性がある。

データ取得は、ベースライン、エンドラインを含む4回程度行う想定。データ取得については現地再委託を可とし、再委託先の監理のために渡航する想定。現地再委託先の選定においては、外部研究者から候補機関を紹介できるケースもあるため、選定時に発注者に確認すること。

第5条 報告書等

レポート名	提出時期	部 数
業務計画書	契約開始後 10 営業日以内	和文 電子データ
インテリムレポート(食料システムを通じた健康的な食事推進導入パッケージ(仮称)を含む)	2027年 12 月	和文 電子データ
ドラフトファイナルレポート	ファイナルレポート提出期限の 2 カ月前を目途	和文 電子データ
ファイナルレポート	契約履行期間の末日まで	和文 電子データ CD-R(2 枚)

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	導入パッケージの研修を受講した現場スタッフが、現場での取組を効果的かつ活発に行う（現場スタッフの行動変容を起こす）ための工夫	第3条 調査実施の留意事項（1）、および第4条 調査の内容（1）①研修
2	導入パッケージ試行実施国及び地域	第4条 調査の内容（1）④
3	NFA アプリの普及促進のための方策	第4条 調査の内容（2）③
4	NFA アプリの有効性に関する調査の対象地域の候補と理由（住民の栄養状況や営農の特徴、交通アクセス、調整の難易度、安全対策等の観点から）	第4条 調査の内容（3）

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.19 人月

(現地渡航回数：延べ12回)

業務従事者構成の検討に当たっては、食・農業を通じた栄養改善、インストラクショナルデザイン（学習設計）の専門性を持つ従事者を含めること。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

別紙2 技術提案書評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／〇〇 格付の目安（3号）】

1) 対象国及び類似地域：アフリカ地域

2) 語学能力：英語

（４）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- NFA アプリ運用体制試行
- インパクト評価調査のデータ収集

また、以下の業務については、国内再委託を認めます。

- NFA アプリ改良

（５）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- アフリカ地域 IFNA における ICSA 展開促進のための情報収集・確認調査ファイナルレポート

２）公開資料

- アフリカ地域 IFNA における ICSA 展開促進及び研修事業促進情報収集・確認調査ファイナルレポート

<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000047081>

- Nutrient-focused Food Access Improvement (NFA) Approach and the NFA app

https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/_icsFiles/afieldfile/2025/03/06/nfaapproachandtheapp.pdf

３）以下の資料については、メール（edga2@jica.go.jp）にて送付依頼してください。

- NFA アプリ紹介動画（英語）
- NFA アプリチュートリアル動画（英語）

（６）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（＊語⇔＊語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無

6	Wi-Fi	無
---	-------	---

(7) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、現地調査国の JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力 1) 類似業務の経験

類似業務：農業を通じた栄養改善_

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

- 1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して

ください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

■本案件は定額計上があります (45,757,000円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	導入パッケージの研修試行、およびインパクト評価調査における	「第 2 章 特記仕様書案第 4 条 調査の内容 (1)」	2,045,000 円	研修会場借上費、研修参加者の出張旅費旅費 (交通費、宿泊費等)、諸費 (全	一般業務費 (セミナー等実施関連費)

	る介入(NFA アプリに関する研修を想定)	④」		日の場合昼食、リフレッシュメント、文具、資料印刷費等)	
2	NFA アプリ改良	「第2章 特記仕様書案第4条 調査の内容(2)①」	6,000,000 円	人件費	再委託費(国内再委託費)
3	NFA アプリ運用体制試行	「第2章 特記仕様書案第4条 調査の内容(2)②」	3,000,000 円	人件費	再委託費(現地再委託費)(または一般業務費)
4	インパクト評価調査のデータ収集	「第2章 特記仕様書案第4条 調査の内容(3)」	20,000,000 円	調査員備上、交通費 調査管理者人件費等	再委託費(現地再委託費)
5	現地渡航に係る航空賃		11,840,000 円	航空賃	旅費(航空賃)
6	現地渡航に係る宿泊手当及び宿泊費		2,872,000 円	宿泊手当、宿泊費	旅費(宿泊手当・宿泊費)

(4) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(5) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてラ
ンプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（6）その他留意事項

特になし。

以上

別紙2：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2